

## 防災業務関係者の放射線防護対策等について

# タイベック着用等は、UPZ内の業務に限るべきではない

2022.5.9 美浜の会/ 協力：避難計画を案ずる関西連絡会

原子力規制委員会は、防災業務関係者の放射線防護対策等について、原子力災害対策指針の改正案を4月21日に公表し、5月20日を締め切りに、パブコメを実施しています。

「防災業務関係者」とは、原発事故時の防災業務（緊急事態応急対策）全般に携わる関係者のことで、自治体職員、避難バスの運転手、消防関係者等々を含みます。「緊急事態応急対策」（※1）とは、事故時のモニタリング、避難退域時検査、避難所の設営等々も含みます。

今回の指針改正案は、「放射線業務従事者」（法令の適用を受ける放射線管理区域内の業務に従事する電力関係者、医師、放射線技師等）には含まれない、自治体職員も対象です（※2）。

改正案では、タイベック着用等の防護措置をUPZ内の業務に限ること等を明記しています。これら問題点のいくつかについて、以下で紹介しています。多くの意見を出しましょう。

（※1）現行指針（2022年4月6日付）70～80頁 <https://www.nsr.go.jp/data/000387310.pdf>

（※2）「法令の適用を受ける者」「受けない者」については、パブコメ参考資料の20～21頁参照  
<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000726.html>

◇パブコメ期間：4月21日～5月20日（金）

◇パブコメはこちらから出せます（パブコメ対象文書はこちらにあります）。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198022101&Mode=0>

◇パブコメ提出時の注意

①上記の画面から、「意見募集要領」をクリックして読み、元の画面にもどり、左下の口にチェックを入れる。②意見記入後は、左下の「私はロボットではありません」にチェックを入れる。氏名等は任意。

◇パブコメ対象文書 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000234959>

### [問題点の紹介]

1. 「防災業務関係者」の規定が曖昧なまま
2. タイベック着用等の防護措置は、UPZ内の業務に限るべきではない
3. 削除された「ホールボディカウンターによる内部被ばく測定」を復活させること
4. バスの運転手（避難者用バス等）の被ばく限度は1mSvと明記すること
5. 甲状腺被ばくを抑制するための基準を明確化すること

（以下で紹介している頁数は、「パブコメ対象文書」に頁数は書かれていませんが、通し頁数を指す）

## 1. 「防災業務関係者」の規定が曖昧なまま

今回の改正について規制庁は、第一に「放射線防護対策の対象とする防災業務関係者の明確

化」をあげている。

パブコメ参考資料 4月30日規制庁資料2、1頁

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000234961>

現行指針では「屋外で原子力災害の防災業務に関わる者（以下「防災業務関係者）」という。」となっている。

改正案では、「緊急時モニタリングの体制整備」の文中に、モニタリング体制の整備が「住民等や緊急事態応急対策に従事する者の防護措置を適切に実施するための判断材料となる」と書かれているだけ（3頁上段、第2（6）①）。

この項目は、モニタリングの役割に関するもので、「防災業務関係者の明確化」とは読めない。

他方で、改正案の「緊急事態応急対策に従事する者の防護措置」では、「原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は」と書かれている（5頁上段、第3（5）8番の2段落目）。

これは「防災業務関係者」を、UPZ内の屋外等で防災業務に従事するものに限定しているようにも読める。

しかし、「緊急事態応急対策」には、UPZ外での避難退域時検査等も含まれる（現行指針70～80頁「緊急事態応急対策」）。

そのため、改正案では、一項目をとって、防災業務関係者の規定として「緊急事態応急対策に従事する者」と明確にする必要がある。

## 2. タイベック着用等の防護措置は、UPZ内の業務に限るべきではない

### （1）指針改正案では、タイベック着用等の「防護措置」をUPZ内の従事者に限定

改正案では、以下のように、UPZ内（原子力災害対策重点区域内）の屋外等の被ばくの可能性がある従事者に限って、防護装備や安定ヨウ素剤の服用等の必要性を新たに追加している。

原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展に応じ、原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該者が属する組織又は緊急事態応急対策の実施を要請した組織の判断に従って行動することを基本とする。（5頁上段、第3（5）8番の2段落目）

### （2）UPZ外での避難退域時検査等でも、タイベック着用等の防護措置が必要なことを明記すること

自治体職員は避難退域時検査の業務にあたる。この検査は、基本的にUPZを少し出た地域の公園等で行われる。車両の検査では、UPZ内から避難する汚染された車両を検査するため、車両に付着している放射性物質が飛散し、職員が被ばくする危険がある。UPZ外の業務も「緊急事態応急対策」にあたるため、これらの従事者も「防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤の服用」等の対象とすること。

### （3）内閣府が示している、「避難退域時検査ではタイベックの着用必要なし」等の「事務連絡」は撤回させること

①内閣府は昨年4月27日に、「令和3年度における避難退域時検査等の資機材整備について」と題する「事務連絡」を関係道府県に発出している。そこでは、避難退域時検査では、以下の

ようにタイベック着用は必要なく、交付金の対象外としている。規制委・規制庁は、この内閣府の「事務連絡」の内容を知っているか？

内閣府の「事務連絡」

- ・タイベック着用の必要なし、交付金の対象外
- ・車両の除染は、拭き取りで十分なので、流水除染に係る関連資機材は申請しないこと
- ・車両用ゲート型モニタは、ごく軽微な汚染でも発報する可能性があるため、新規購入は見合わせる。住民用ゲートモニタも申請を見合わせる。こと等

②内閣府がこの「事務連絡」に添付した資料(※3)では、車のボディに接触しないように拭き取り除染を行えば、タイベックの着用は必要ないとしている。原発事故という緊急避難時に、そのようなことは不可能だ。[右写真は、資料 16 頁より]



図 2.1.2-1 適切な作業姿勢の例  
(車両接触なし)



図 2.1.2-2 誤った作業姿勢の例  
(車両接触あり)

(※3) 令和 2 年度 原子力防

災研究事業 (内閣府受託報告書)「その他放射線防護対策に係る調査研究の実施及び施策への反映のための知見の整理」第二分冊 (その 2)) 令和 3 年 3 月 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 (この資料はネット上では公開されていません。公開すべきです。)

③さらに、内閣府の「事務連絡」では「高圧水洗浄や流水による洗浄は拭き取り除染と比較して優位性はなく、簡便に実施可能な拭き取り除染を優先することとする」としている。その根拠として、添付された上記資料では、車両の除染について、拭き取りと流水による除染を比較した試験結果を示している。しかし、タイヤの接地面の試験が必要だが、サイドウォールで試験している。新



サイドウォール(文字表示周辺)



冬用タイヤ(接地面に細かく深い溝がある)

品のタイヤで、わずか 10cm 四方のタイヤの一部を切り出して試験しているにすぎない(上記資料 26、29

頁)。最も汚染されるタイヤ接地面の溝、さらには半年装着される冬用タイヤの溝部分に付着する放射性物資を除染することが重要だが、これは想定されておらず、無意味な試験だ。この試験結果で、流水除染とウェットティッシュでのふき取り除染に「有意な差はない」とは言えないと考える。

この試験結果と結論について、規制委・規制庁としての考えを求める。

④このように、自治体職員の被ばく防護対策等を否定する内閣府の「事務連絡」は撤回するよう表明し、早急に対処すること。

⑤現行指針 77 頁では、「検査の結果、O I L 4 を超える住民等、物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品には簡易除染を行う。簡易除染の方法は、拭き取りや着替えにより行うことを基本とする。」と書かれている。上記のように、「拭き取り除染」では除染はまったく不十分になる。汚染水対策を講じた上で、流水除染を基本にすることを指針に明記すること。

### 3. 現行指針にある「ホールボディカウンターによる内部被ばく測定」が削除されている。指針改正案でも復活させること

現行指針では、「ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である」と書かれている（「第3（5）8番 防災業務関係者の防護措置」（5 頁下段））。

しかし、改正案ではこれが削除され、「必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならない」という一般的な記述になってしまっている（5 頁上段）。現行指針の当該部分を復活させること。

### 4. バスの運転手（避難者用バス等）の被ばく限度は 1 mSv と明記すること

改正案では「放射線防護に係る指標」を新たに追加している（4 頁上段 3 行目、第 2、（1 2）①）。そこでは、法令の適用を受けない地方公共団体職員、バス会社等の民間事業者、消防、警察、自衛隊等の「放射線防護に係る指標」として、それぞれの「組織が指標を定め」、法令で定められている「放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本」としている。これは 50mSv を参考の基本にするということで、自治体職員等の指標としては高すぎる。

民間のバス会社（避難者用のバス）の運転手の被ばく限度は、自治体とバス会社の協定等で 1 mSv を設定している。指針でも、国の責任を明確にして、バス会社の運転手の被ばく限度（放射線防護に係る指標）は、1 mSv を遵守するよう明記すること。

さらに、被ばくを伴う業務については、そのような業務を拒否する権利があることを伝えた上で、本人の意思を尊重する必要があることを指針に明記すべき。

### 5. 甲状腺被ばくを抑制するための基準を明確化すること

現行指針では、O I L 4 として、避難退域時検査で除染を実施する基準は 40,000 c p m となっている。福島原発事故前の避難退域時検査の基準は、13,000 c p m だった。これは甲状腺被ばく等価線量で 100mSv に相当することから、甲状腺の被ばくを抑制するための判断基準であった。しかし、事故時には 100,000 c p m に引き上げられ、除染の基準となっていた。

現行の指針では、バックグラウンド値を加味して、13,000 c p m の約 3 倍の 40,000 c p m が除染の基準値となった。この 40,000 c p m は、小児の甲状腺被ばくでは 300mSv に相当し、これ以下なら、問題なしとなっている。

他方、現行指針では、「避難退域時検査による汚染程度の把握は、表面汚染からの吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止を適切に実施するためには不可欠」と書かれている（現行指針 76 頁）。このように、限定的ではあるが「内部被ばくの抑制」が避難退域時検査の目的の一つとなっている。しかし、上記のように、O I L 4 は体表面等の除染の基準であり、「内部被ばくを抑制する」基準ではない。衣類の着替えによっては、甲状腺被ばくを抑制することはできない。

そのため、甲状腺被ばくを抑制する判断基準として、安定ヨウ素剤服用基準である 50mSv、小児・妊婦等には WHO の基準である 10mSv を、指針で明確に設定すること。